## 大分県農業経営基盤強化資金実施要綱

# 第1目的

この要綱は、効率的・安定的な経営体を目指して、農業経営基盤強化促進法に基づく認定に係る農業経営改善計画(酪農及び肉用牛の振興に関する法律に基づく認定に係る経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法に基づく認定に係る果樹園経営計画を含む。)を達成しようとする農業者に対して農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A665号農林水産事務次官依命通達。以下「国の実施要綱」という。)に基づき融通する長期資金である農業経営基盤強化資金(「スーパーL資金」と略称し、以下「本資金」という。)について定めるものとする。

# 第2 対象となる経営改善計画

この要綱による支援の対象となる経営改善のための計画(以下「農業経営改善計画」という。)は次のとおりとする。

- ① 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画
- ② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の 認定に係る経営改善計画
- ③ 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹 園経営計画

## 第3 利子助成内容及び利子助成条件等

本資金の利子助成対象者、利子助成金の使途及び利子助成の条件等は、次のとおりであるが、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫が定めるところによるものとし、利子助成 費補助金の交付については、別に定める「大分県農業経営基盤強化資金特別利子助成事業 費補助金交付要綱」による。

1 利子助成対象者

次に掲げる農業者とする。

- (1) 第2に定める農業経営改善計画の認定を受けている者。ただし、簿記記帳を行っている者(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。)
- (2) (1) の認定を受けた法人の構成員であるか又は構成員になろうとする者。ただし、当該法人への出資金等を借入れする場合に限る。

#### 2 資金使涂

農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金であって、その具体的内容は別表に例示するとおりとする。

- (1)農地等の取得
- (2)農地等の改良等
- (3) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- (4) 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- (5) 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- (6) 家畜・果樹の導入、農地貸借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- (7) 負債の整理その他農業経営の改善の前提として経営の安定に必要な長期資金

## 3 貸付限度額

本資金の貸付限度額は、国の実施要綱第3の3に定めるとおりとする。

#### 4 融資率

融資率は、当該事業費の100分の100以内とする。

#### 5 利子助成率等

(1) 平成22年3月31日までに貸付決定が行われた本資金

知事は、本資金を借り受けた認定農業者の負担金利を農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準に関する取扱要領(平成6年6月29日付け6農経A第666号農林水産省経済局長通知)に示す金利水準まで引き下げるため、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。)第3の1の(1)に定める利子助成を差し引いた2分の1について市町村が利子助成を行う場合に限り、償還完了まで必要な額を助成するものとする。

- (2) 平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われた本資金 知事は、本資金を借り受けた認定農業者の負担金利を0%に引き下げるため、利 子助成事業実施要綱第3の1の(1)に定める利子助成を差し引いた2分の1につ いて市町村が利子助成を行う場合に限り、貸付当初5年間、必要な額を助成するも のとする。
- (3) 平成24年4月1日以降に貸付決定が行われた本資金 知事は、本資金を借り受ける認定農業者については、県の利子助成は行わない。

#### 6 償環(据置)期間

償還期間 25年以内(うち、据置期間10年以内)

## 7 貸付方式

本資金の貸付は、受託金融機関から農業者への直接貸付のほか、必要に応じ農協又は大分県信用農業協同組合連合会を通じた転貸貸付によるものとする。

#### 8 償還方法

本資金の償還方法は、年賦償還にて元利均等償還若しくは元金均等償還とする。

# 9 融資機関

本資金の融資機関は、受託金融機関とする。

## 10 その他

- (1) 特定の定めのある場合を除き、国及び地方公共団体等から補助金の交付決定を受けた補助残事業費部分についてもこの資金の利子助成対象とすることができるものとする。
- (2) この融資によって、「ハウス(園芸)施設」等を建設する場合、農業災害補償法に 定める特定園芸施設・附帯施設に該当するものは、園芸施設共済又は建物共済の農業 共済に加入するものとする。

## 第4 事務の委任等

利子助成にかかる事務については、農業者から事務の委任を受けた窓口金融機関及び受託金融機関がこれを行うものとする。

ただし、第3の7に規定する直接貸付の場合は、平成26年3月31日までは農業者が直接これを行い、平成26年4月1日からは利子助成を行う市町村がこれを行うものとする。

#### 第5 利子助成補助金の返還等

知事は、本資金を借り入れた農業者が、その資金の使途について、次の各号に該当する と認めたときは、利子助成金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子助成金の全部若し くは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この利子助成金に係る借入金をその借入れの目的以外に使用したとき。
- (2) この利子助成金に係る借受者が第3の1で定める利子助成対象者でなくなったとき。
- (3) 融資機関等がこの要綱に違反したとき。

## 第6 報告及び調査

知事は、必要に応じ融資機関等及びこの資金を借り受けた農業者から報告を求め又、調査することができるものとする。

## 第7 その他

この要綱の施行において必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

(中略)

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附即

- 1 この要綱は、平成20年1月4日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 4月 6日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月 5日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

# 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

# 大分県農業経営基盤強化資金の融資対象

# 基本的な考え方

- ①経営改善計画等に明示された具体的経営改善措置(経営安定措置を含む。)の実施に必要な長期資金に限る。
- る。 ②したがって、生活に必要な経費等、農業経営の改善と関係ないものや認定された計画と関係ないものは、 融資対象とならない。
- ③また、単なる資金繰り資金も融資対象とならない。
- ④※の資金使途については、法人及び青色申告をしている個人のみを融資対象とする。

貸付金の使途の例示	具体的事業内容の例示	備考
1 農地等の取得	<ul><li>○農地、採草放牧地の取得</li><li>○未墾地の取得</li></ul>	自己の経営以外において使用することを目的とする場合 は対象外
2 農地等の改良等	○農地等の改良、造成、復旧、保全	自己の経営以外において使用することを目的とする場合 は対象外
3 農業経営用施設・機械 等の改良、造成、取得	○農業生産用施設 農舎、畜舎、家畜排せつ物処理施設、蚕 室、たい肥舎、農作物育成管理用施設、牧 さく、排水施設、かん水施設、農機具保管 修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう 施設、農機具、運搬用機具	自己の経営以外において使用することを目的とする場合 は対象外
	○経営管理用施設 農業労働力確保施設、事務用機器、事務所 ○生産・経営環境保全施設 畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、発電 施設、農業生産環境施設	
4 農産物の加工処理・流 通販売施設・観光農業施設 等の改良、造成、取得	○農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、 農産物保管貯蔵施設	自己の経営以外において使用することを目的とする場合 は対象外
	○需要開拓施設、地域資源整備活用施設、 未利用資源活用施設 ○体験農業施設、交流促進施設 ○流通販売施設 ○観光農業施設	
5 借地権、施設等の利用 権、特許権その他無形固定 資産の取得等	○営業権、特許権、登録新品種にかかる権利、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ、水利権、電気ガス供給施設利用権、地上権、熱供給施設利用権、水道施設利用権、電話加入権、デナント権利金、自らの経営に密接に関する法人に対する出資金その他無形固定資産	決算書に無形固定資産、繰延資産として計上しないもの は対象外
	○調査研究、開発費その他の繰延資産	
6 家畜・果樹等の導入、 借地料・賃借料の支払い	<ul><li>○家畜の購入・育成費</li><li>○果樹・茶・多年生草木・桑・花木の新植・改植の費用及び育成費</li></ul>	自己の経営以外において使用することを目的とする場合 は対象外
	○農地等の借地料、事務所賃借料、機械・ 施設のリース料	
その他農業経営の改善を 図るのに必要な長期資金	○規模・売上・販路の拡大(立ち上がりを 含む。)、作目転換等に伴い必要となる初 期的経営費用	経営改善計画期間中に必要なものに限る。
	○個人経営を法人経営に移行させるために 必要な資金(登記費用等)	当該経営体が認定を受けている場合に限る。
	○農業者が法人の構成員として営農するため、法人に参加するのに必要な資金(出資金等)	当該法人が認定を受けている場合に限る。
7 負債の整理その他農業 経営の改善を前提としての 経営安定に必要な長期資金	○負債の整理	経営安定に真に必要な場合に限る。
		制度資金(公庫農林水産事業が融通した資金及び旧農林漁業金融公庫が融通した資金を除く。)は対象外
	○資本構成を是正するのに必要な資金 ※	金融機関の取引離脱による肩代わりは対象外 資本構成の悪化の原因が、放漫経営等正常な経営による ものと認められない場合は対象外
	○法人構成員の脱退に伴う持ち分の払い戻 ※ しに必要な資金	
		関連会社は資材の購入先、生産物の販売先に限る。 上場株式の取引等投機目的の可能性がある場合は対象外